

しょう

ひと

障がいのある人への

ざやく たい

虐待をなくしましょう



平成24年10月1日に「**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**」が施行されました。

障がいのある人に対する虐待は、その人の尊厳を害するものであり、**障がいのある人の自立や社会参加のために虐待の防止を図ることが重要**

です。
障がいのある方への虐待の疑いを発見したら、迷わず担当窓口へ相談しましょう。

岩手県

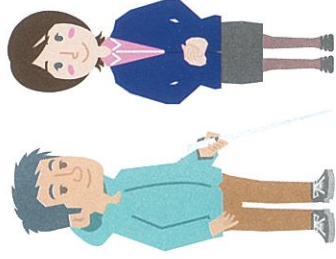
障害者が虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 (障害者虐待防止法)

目的

障害のある人への虐待をなくし、尊厳を守りながら安定した生活を
 送ることができるよう支援するとともに、養護者の負担軽減を図ります。

障害のある人に対する
 虐待が禁止されます。

障害のある人に対する
 虐待の防止や支援への
 理解を深めましょう。



障害のある人への虐待
 の疑いを発見した人に
 通報義務が発生します。

虐待防止のための国や県・
 市町村の施策への協力に
 努めましょう。



虐待かな?と思ったら

家庭に
 おける虐待は

施設等に
 おける虐待は

会社等に
 おける虐待は

お住まいの市町村・
 県の広域振興局の
 窓口にご相談・通報

会社等のある県の
 広域振興局の窓口
 にご相談・通報

県の障がい者110番
 でも、専門の相談員が
 24時間365日相談を
 受け付けています。

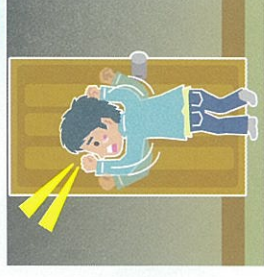


会社等における虐待は
 県でも相談を受け付け
 ています。

たとえ
 例えば...



たたかれる



部屋に閉じ込められて
 外に出られない



ベッドに縛り付けられる



無理やり食べ物を
 口に入れられる

性的虐待



裸にされる



体を触られる

心理的虐待



仲間外れにされる、または
 話しかけても無視される



「バカ」、「アホ」などの
 言葉を浴びせられる

放棄・放置
 (ネグレクト)



病気になることも病院へ
 連れて行ってもらえない



極端に食事・水分が
 与えられない



部屋の掃除がされず、
 ごみも放置されたまま、
 不潔な状態で暮らしている

経済的虐待



働いたのに
 賃金がもらえない



職場で不当に長時間
 労働を強いられる



家族にお金を取り上げ
 られ、自由に使えない



家族に年金で勝手に
 車を買われた

虐待を受けたらすぐに相談しましょう

身体的虐待

性的虐待

心理的虐待

経済的虐待

しょう しゃぎやくたい かん
障がい者虐待に関しては、
す し ちようそん こういきしんこうまよく
お住まいの市町村・広域振興局へ
ご せうだん
御相談ください。

しょう しゃ ばん
また、「障がい者110番」
いわた こうりゆうしつない
(ふれあいランド岩手交流室内)
ご せうだん う
でも御相談を受け付けています。
(☎019-639-6533)



ぎやくたい
虐待ではないけれど…

ふ り えき とりあつか
不利益な取扱いを受けていませんか？

いわて けん しょう しゃ へんの ふ り えき な とりあつか い を な く す た め の
岩手県には、障がい者への不利益な取扱いをなくすための

しょう しゃ へん ひと まな とち
「障がいのある人も共に学び共に
い わて けん
生きる岩手県づくり条例」があります。

ふ り えき とりあつか
不利益な取扱いとは？

しょう しゃ へん ひと まな とち
障がいがあることを理由に不利な区別、排除及び権利の制限などをすることです。
れい しょう かい
例)障がいがあることを理由に、交通機関で乗車を拒否された、医療機関で受診を
きよ ひ いんしやくてん つそ
拒否された、飲食店で付き添いが無いことを理由に入店を拒否された…等

ふ り えき とりあつか
不利益な取扱いは、お住まいの市町村社会福祉協議会に御相談ください。
けん しょう しゃ へん ひと まな とち
県では、市町村社会福祉協議会から連絡を受けた相談内容に応じて、
かんけい き かん かんけいだんたい
関係機関や関係団体などと連携し、不利益な取扱いの解消に努めます。

お問い合わせ先

いわて けん ほうふく し ぶ しょう ほうふく し かん
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

TEL:019-629-5448 FAX:019-629-5454 E-mail:AD0006@pref.iwate.jp